

レンタル約款

第1条 (総則)

- ①レンタル約款 (以下「本約款」という) は、賃借人を甲、賃貸人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
- ②乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて農業機械や建設機械など (以下「物件」という) のレンタルサービスを提供する。

第2条 (個別契約)

- ①物件毎のレンタル契約 (以下「個別契約」という) は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
- ②個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
- ③個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条 (個別契約の申込み)

本約款に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡予定日・引渡返還場所・レンタル期間・料金・支払条件・輸送方法・修繕費・その他の条件について取り決めのうち、個別契約を申し込む。

第4条 (個別契約の成立)

個別契約は、甲が前第3条にしたがって申込み (口頭による場合を含む)、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する。ただし、甲の代理人による申込みによっても成立する。

第5条 (レンタル期間)

- ①レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。
- ②甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めたときは、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第6条 (レンタル料)

- ①レンタル料とは、基本的に物件の「賃貸料」をいう。
- ②レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。
- ③レンタル料は、物件の1日8時間 (9:00~17:00) 以内の稼働を原則とする。この時間を超過して使用される場合は別途レンタル料が生じる。

第7条 (基本料)

甲は物件の引き渡し時に、現場において速やかに且つ安全に使用できる状態にするため、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として別途定める基本料を乙に支払う。

第8条 (保証金)

甲は個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金またはそれに代わるもので乙に支払う。この保証金は個別契約諸条項の遵守・履行の担保とし、当該個別契約終了時に清算する。ただし、この保証金に利息はつけない。

第9条 (物件の引渡し)

- ①物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
- ②前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
- ③甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書又は納品伝票を交付し、甲は借り受けた物件について乙の納品書又は納品伝票に署名し乙に交付する。
- ④物件の搬出・運送・積み下ろしなどにともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。
- ⑤乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡し不能となった場合、その責を負わない。

第10条 (物件の検収)

- ①甲は物件受領後直ちに、乙が発行する納品書又は納品伝票並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
- ②甲は物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合、直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第11条 (物件の保守管理)

- ①甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。
- ②甲は、物件の使用前には、必ず取扱方法を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い必要な整備を実施しなければならない。
- ③月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- ④甲がレンタル期間中における物件の保守管理を希望する場合は、別途保守管理契約を締結する。

第12条 (物件の検査)

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第13条 (損害補償および担保責任)

- ①乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、引渡し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
- ②物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
- ③甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。
- ④物件の不具合等起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害 (工事の遅れ、手待ち、得べかりし利益、滅失利益、機会損失等) については、乙はその責を負わない。
- ⑤物件が、甲の使用・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ⑥甲の過失、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を乙に返却するか、または時価相当額を甲は乙に支払う。

第14条 (禁止事項)

- ①甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
- ②甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
- ③甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - (1) 物件に新たに装置・部品・付属品等を付着させること、又は既に付着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること
 - (7) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消、又は取り外すこと。

第15条 (通知義務)

甲、乙は次の各号のいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

- ①甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
- ②住所を移転したとき。
- ③代表者を変更したとき。
- ④事業の内容に重要な変更があったとき。
- ⑤物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実的侵害があったとき。

第16条 (個別契約満了時の処理と物件の返還)

①個別契約満了時、甲は直ちに物件を乙の事業所内へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書又は引取伝票を交付する。

- ②返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- ③物件の返還は、甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
- ④物件の返還は貸し出し時の状態での返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復するか、または甲はその費用(修理費、清掃費等)を乙に支払う。

第17条 (契約の解除)

下記の場合、乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。

- ①本約款または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ②レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
- ③レンタル利用に関して、不正な行為(違法行為又は公序良俗に違反する行為等)があったとき
- ④物件について必要な保守・管理を行わなかったとき
- ⑤公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
- ⑥解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
- ⑦信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき

第18条 (契約解除時の措置)

①前条の規定により、本約款および個別契約が解除された場合には、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。

- ②甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、物件の損傷、その他原状と異なる等の損害がある場合は甲はその費用のすべてを負担する。
- ③返還、回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
- ④物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
- ⑤甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。
- ⑥契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。

第19条 (中途解約)

①個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

- ②前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第16条の規定に基づく手続きを履行する。

第20条 (解約損害金)

第17条および第19条により契約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。

ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第21条 (秘密の保持)

甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。

第22条 (連帯保証人)

甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

第23条 (約款の有効期間)

本約款の有効期間は本日より1ヶ年とする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヶ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第24条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第25条 (訴訟管轄)

本約款および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第26条 (補則)

本約款および個別契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し解決する。

平成 年 月 日

賃借人(甲) 住所

氏名

印

賃借人(乙) 住所

〒645-0006 和歌山県日高郡みなべ町北道 150-2

氏名

株式会社 藤原農機

